

# 自動販売機設置事業者募集要項（令和8年度設置分）

京都府が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

## 1 入札物件（別添「入札物件一覧表」を参照）

- (1) 清涼飲料水
- (2) 軽食（菓子パン類、菓子類）
- (3) 併用自動販売機（清涼飲料水、軽食）
- (4) アイス類

- ※ 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
- ※ 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、転倒防止用金具、放熱スペース等を含みます。
- ※ 設置可能台数を超える台数の設置はできません。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- ※ 複数の物件に応募することも可能です。

## 2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
    - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
    - ウ 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - カ 破産者で復権を得ない者
  - (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
      - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者(アからキまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。)であること。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※ 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- キ 前記アからカまでに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
- (5) 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3 入札条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

**使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。**

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと京都府が判断する場合には、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可から2年を限度に、使用許可の更新を行います。

**なお、許可期間中であっても、公用・公共用に供する又は京都府の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合は、使用許可を取り消す場合があります。その場合は、日割計算の上、使用料を返還します。**

##### ② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年額使用料とします。ただし、借地上の府有施設に設置する自動販売機については、年額使用料(建物分)のほかに、入札物件一覧表の「⑦その他」に記載がある場合は、土地部分の転貸料を別途加算して徴収します。

イ 使用料は、京都府が発行する納入通知書により、京都府の指定する期日までに

全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、京都府が発行する納入通知書により、京都府の指定する期日までに全額納入してください。

④ 設置条件

自動販売機は、物件番号ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。

外形寸法は、特に指定がない限り使用済容器の回収ボックス、転倒防止金具、放熱スペース等を含むものとします。

また、電力等使用量計測用子メーター（計量法に基づく検定品、期限が有効のもの）を設置するほか、転倒防止及び火災予防対策も併せて行ってください。

※ 原則、電力等使用量計測用子メーターの設置を条件としますが、他の手段により当該使用料が把握できる場合は設置を必要としない場合もありますので、各施設管理者にお問い合わせください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を京都府が指定する期限までに確実に納付すること。

② 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

④ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと。

⑤ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉店時間や閉店日はセンサーヤタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするよう努めること。

また、設置に当たっては、コンセント口一つに対して、差込プラグを一つとすること。

⑥ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、瓶、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

⑦ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと）。

⑧ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協

議し、その指示に従うこと。

⑨ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。また、災害時に京都府が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

⑩ その他、施設管理者が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7）を京都府に提出すること。

② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

④ 盗難事故や破損事故等による損害は、京都府の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。

⑤ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、海洋プラスチック問題の対策として、新機能リサイクルボックスの導入に努めること。

⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

ア 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

イ 京都府の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合

エ 設置事業者が入札参加資格を失った場合

オ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

② 上記①のウからオまでの場合、既に納めた使用料は還付しません。また、取消しにより生じた損失について、その補償を京都府に求めるることはできません。

③ 上記①のウ又はオの場合、取消しのあった日から2年間、京都府が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記(4)により許可が取り消された場合や、自己都合により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を京都府に求めることができません。

## 4 入札申込方法等

### (1) 申込方法

#### ① 郵送の場合

申込受付期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月20日（金）午後5時必着  
送付先：〒602-8570（府庁専用郵便番号のため住所書不要）

京都府総務部府有資産活用課資産活用係 自動販売機入札担当 宛

※ 簡易書留又は一般書留により送付してください。

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

#### ② 持参する場合

申込受付期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月20日（金）

（午前9時～午前11時30分、午後1時30分～午後5時）

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先：京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部府有資産活用課資産活用係（2号館6階）

### (2) 申込みに必要な書類

① 入札申込書（様式1）

② 申込物件チェックリスト（様式1－2）

③ 入札書（様式2）

④ 誓約書（様式3）

⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（コピー可）

※ 発行日から3箇月以内のもの

⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

⑦ 販売品目等一覧表（様式4）

※ 同時に複数の物件を申込みされる場合で、別添「入札物件一覧表」の販売品目の条件が同じ場合は1部提出してください。ただし、販売品目の条件が異なる場合は、該当物件ごとに必要です。

⑧ 住民票記載事項証明書（個人の場合は本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要。法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※ 発行日から3箇月以内のもの（コピー可）

⑨ 役員調書（法人の場合のみ）（様式6）

⑩ 府税納税証明書（京都府税の滞納がないことの証明書）

※ 発行日から3箇月以内のもの（コピー可）

※ 京都府に事業所がない法人、京都府に居住していない個人についても提出が必要です。

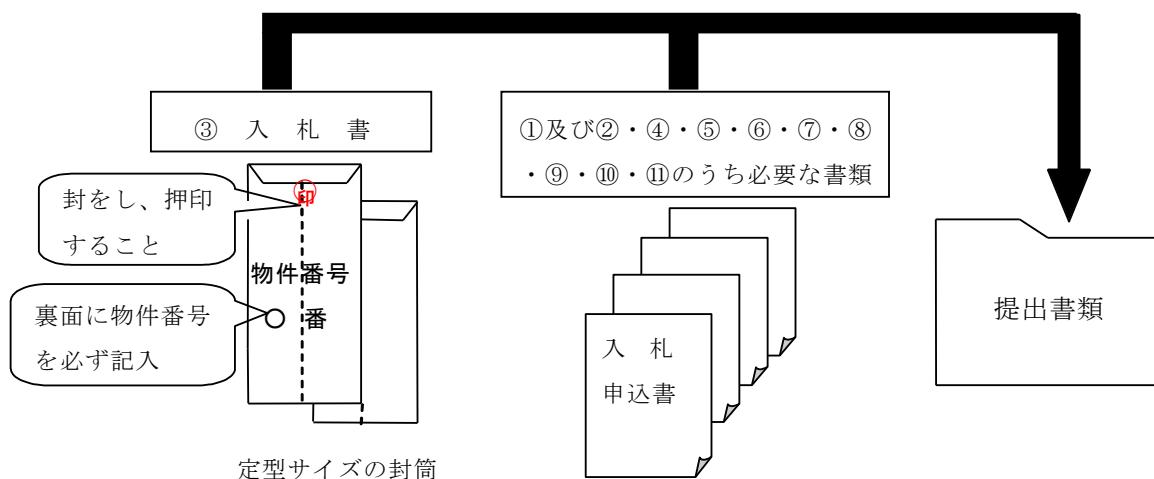
⑪ 消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）

※ 発行日から3箇月以内のもの（コピー可）

### (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低年額使用料を下回るもの
  - ② 入札参加資格がない者が入札したもの
  - ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
  - ④ 物件番号、入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
  - ⑤ 入札書の金額を訂正したもの
  - ⑥ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
  - ⑦ その他入札に関する条件に違反したもの
- (4) 書類の提出方法
- ① 入札書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の裏面に物件番号を油性ボールペン等で記入し、入札申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください（下図参照）。



- ② 複数の物件に申し込むことができますが、入札書は物件ごとに封筒を分けてください。
- (5) 申込みに当たっての留意事項
- ① 使用許可は、入札申込書に記載された名義以外では行いません。
  - ② 受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届（様式5）を、受付期間内に持参又は郵送してください。

## 5 設置事業者の決定

- (1) 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。なお、入札申込みの受付期間終了後2週間以内に、設置事業者を決定する予定です。
- (2) 入札物件に対し、京都府が設定する最低年額使用料以上の額で、かつ最高の価格をもって入札した者を設置事業者とします。
- (3) 最高の入札が二者以上ある場合は、当該入札者立会のもと、くじにより選定します。なお、当該入札者が、諸般の事情により京都府が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に係る職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

- (4) 設置事業者の決定後、入札物件ごとの設置事業者名、落札決定金額及び入札参加者数については、入札参加者に対し書面で通知するとともに、京都府ホームページに掲載します。
- (5) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

## 6 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、各施設管理者が指定する期日までに、次の書類を提出してください。

### 【各施設管理者あて提出書類】

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- (3) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式7）

## 7 設置事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
  - ア 正当な理由なくして、京都府が指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
  - イ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
  - ウ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 上記(1)のア又はウの場合、取消しのあった日から2年間、京都府が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加できないものとします。

## 8 自己都合による自動販売機の撤去

使用許可の期間が満了する前に、自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3箇月前までに自動販売機の撤去に係る届出書（様式8）を提出してください。

この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

## 9 その他

使用許可の手続及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

## 10 過去売上・各施設連絡先

入札物件一覧表の「⑧推定売上等」、「⑨連絡先」を参照ください。

## 11 問い合わせ

### 【入札の総括に関するここと】

京都府総務部府有資産活用課資産活用係（2号館6階）

電話：075-414-5434

FAX：075-414-5399

**【施設・物件の詳細に関すること】**

入札物件一覧表の各物件の「⑨連絡先」までお問い合わせください。